

平成29年10月20日

学生各位

教 務 課
学 生 課

台風21号接近に伴う授業の取り扱いについて

標記のことについて、学習要項に記載のとおり取り扱いますので、各自、テレビ、ラジオ、インターネット等の手段を用いて、10月23日（月）午前6時のNHK及び気象庁の気象情報や交通状況等の情報を取得してください。

本学ホームページにおいても明朝6時の気象情報に基づき、授業の取り扱いについて通知しますので、併せて確認してください。

なお、休講措置となった場合は、その間校内への立ち入りは禁止とします。また、後日必ず補講を実施しますので、各自学内掲示板を確認してください。

以 上

補 講

授業回数が不足した場合には、補講を行います。

補講の有無は教務課で通知します。

授業の欠席

病気、怪我等やむをえない理由で欠席する場合には、教務課にある所定の用紙に必要事項を記入し、教務課に提出してください。

ただし、病気、ケガで一週間以上欠席する場合、又は感染症（注1）で欠席する場合には、

診断書

の提出が必要となります。

注1) S P S 『健康管理と安全保障制度』参照

休講措置について

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、掲示に注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 台風発生の影響に伴う場合

① 学生の登校前

暴風警報等発令後（※警報発令地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象とする。）

- 1) 午前 6 時以前に当該警報が解除された場合は、通常授業を開始する。
- 2) 午前 10 時迄に当該警報が解除された場合は、**午後の授業（4 限目）** から開始することとし、**午前の授業（1～3 限目）** は休講とし、後日補講を行う。
- 3) 午前 10 時以降に当該警報が解除された場合は、終日休講とし、後日補講を行う。
- 4) 上記 1～3 項については、学生への周知は行わないので、情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHK及び気象庁の気象情報や交通状況等の情報を取得すること。

②学生の登校後

通常通り 1 限目より授業が開始された後、台風による影響が拡大した場合、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、授業の継続または中断の判断を、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知する。なお、授業が中断された場合、後日補講を行うこととする。

2 交通機関のストライキに伴う場合

首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のどちらか一方がストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。

- 1) 午前6時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。
- 2) 午前10時までにストライキが解除された場合、**午後の授業（4限目）**から開始する。
- 3) 午前10時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。
- 4) 上記1～3項については、学生への周知は行わないので、情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHKの交通状況等の情報を取得すること。

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定し、学生に掲示・メール等にて周知することとする。なお、非常時における情報の取得に関しては、学生各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用いてNHK及び気象庁の気象情報や交通状況等の情報を取得すること。